

財務省告示第二百二十五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十年七月一日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年七月二十五日

財務大臣

額賀

福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （二十年）	第四百二十回	一億円	三百一十厘 一円二十五銭
利付国庫債 （五年）	第五百十五回	千二百八億円	百一厘八厘
"	"	百八十二億円	百円十四銭七厘
"	"	五百十五億円	百円十四銭五厘
"	第四百六十回	百八十億円	百円十四銭一厘
"	"	三百三十七億 円	厘百円二十七銭一
利付国庫債 （二年）	第九百五十回	二十億円	厘百円二十六銭八
利付国庫債 （二年）	第九百五十回	百二十億円	厘百円二十六銭三
"	"	十六億円	二百一厘 一円三十九銭
"	第五百十回	一億円	六百一厘 一円三十七銭

合	"	利付国庫債 (二十年)	"	"	"	"
計	"	第十五回	第十四回 二百七	第十五回 二百六	第十六回 二百六	第十七回 二百五
円九千九百一億	十九億円	十億円	二千五百億円	千四百八十八万八千円	六千二百六十一万五千円	一千億円
	百四十五円三十一銭	百八十五円三十銭	九十四円七十六銭	百五錢九厘	百八十八錢一厘	百一円十錢四厘